

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年1月5日

金曜日

第4299号

## 目次

<b>告 示</b>	
○指定管理者の指定	1
<b>公 告</b>	
○公共測量の終了	2
<b>公安委員会公告</b>	
○駐車監視員資格者講習の開催	3

## 告 示

### 富山県告示第1号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年1月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合 高岡市伏木湊町5番1号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成29年10月1日から平成29年11月30日まで

3 作業地域

富山市山室地内

**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、砺波市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成29年8月7日から平成29年11月30日まで

3 作業地域

砺波市（砺波都市計画図及び都市計画総括図等作成業務委託 地内）

## 駐車監視員資格者講習の開催

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により駐車監視員資格者講習を次のとおり開催するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成30年1月5日

富山県公安委員会委員長 久 和 進

### 1 講習の開催日時、場所

区 分	日 時	場 所
第1日目	平成30年2月13日（火） 午前9時から午後5時まで	富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部
第2日目	平成30年2月14日（水） 午前9時から午後5時まで	
修了考査	平成30年2月16日（金） 午前10時から午前11時まで	

### 2 受講手続

#### (1) 申込期限

平成30年1月26日（金）午後5時

#### (2) 申込先

郵便番号930-8570

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課

#### (3) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

駐車監視員資格者講習受講申込書は、平成30年1月5日（金）から同年1月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、富山県警察本部交通部交通指導課において交付する。

また、富山県警察のホームページに掲載された様式を印字して、使用しても構わない。

## イ 本人の写真 1枚

受講の申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦  
3.0cm×横 2.4cmの大きさのもの

## ウ 受講手数料 20,000円

富山県収入証紙を申込書下部余白に貼り付けること。

## 3 申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ駐車監視員資格者講習受講申込書を持参  
すること。

なお、郵便による場合は、書留郵便とし、平成30年1月26日（金）までに必着  
とすること。

## 4 その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明  
書（運転免許証、パスポート等）を持参すること。

## 5 講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課

電話 076-441-2211 内線5134、5135